

重度心身障害者医療費助成と自立支援医療等併用時の一部負担金に係る注意点について

自立支援医療等の公費負担では、医療費機関、薬局、訪問看護ステーション等の一部負担金を合算して負担上限額まで徴収します。毎月の一部負担の累積額は「自己負担上限管理票」で管理し、上限額に達した後は月末まで一部負担金を徴収しないこととなっています。

重度心身障害者医療費受給者が自立支援医療受給者証と併用する場合は、自己負担金の支払いは重度心身障害者医療の現物給付によって助成されるため窓口で発生しませんが、「自己負担上限額管理票」には受給者が窓口で支払いが無くとも、本来の一部負担金を記載願います。

こちらの記載が無いと、後の医療機関等において自己負担上限額まで達していないと判断され、本来自立支援医療において助成されるべき部分が重度心身障害者医療において助成されてしまい、後日過誤の手続きの対象となりますのでご注意ください。

【自己負担上限額管理票の記載例】

平成29年10月分自己負担上限額管理票					
月額自己負担上限額 2,500 円					
日 付	医療機関名	自己負担額	月間自己負担額 累積額	自己負担額 徴収印	
10月3日	〇〇病院	1,000	1,000	印	
10月3日	▲▲薬局	1,300	2,300	印	
10月10日	××訪問看護ステーション	1,000	2,500	印	
月 日					

2,500 円を超えた分については公費請求となりますので、重度心身障害者医療費では請求しないでください。請求されると過誤の対象となります。

重度心身障害者医療・自立支援医療両方の受給者証の提示があった場合、重度心身障害者医療において自己負担額が現物給付により助成されることから窓口での徴収は行いませんが管理票には記載するようお願いいたします。